

海洋基本法と同時に平成19年に議員立法。令和4年10月現在で実績なし。

1. 本法の趣旨

- 排他的経済水域（EEZ）又は大陸棚における海洋構築物等の安全及びその周辺海域の航行安全の確保が目的。
- 我が国が、国連海洋法条約に定めるところにより、EEZ又は大陸棚における一定の海洋構築物等の周辺に設定することができる安全水域について、必要な措置を定めている。

国土交通大臣が、構築物に係る事業を所管する大臣の要請に基づき、関係大臣と協議の上、安全水域を設定

端から500mを超えない幅で設定



入域は国交大臣の許可制

違反者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

2. 本法の主な内容

- 国土交通大臣は、海洋構築物等*に係る事業を所管する行政機関の長の要請に基づき、関係行政機関の長に協議し、当該海洋構築物等から500mを超えない幅で安全水域を設定することができる。

※ 海洋構築物等の定義（*：その新設・除去に関する工事の途中のものを含む）

- ・EEZ又は大陸棚における
天然資源の探査・開発・保存・管理
人工島・施設・構築物の設置・建設・運用・利用
海洋環境の保護・保全
海洋の科学的調査

に係る工作物*

- ・EEZにおける経済的な目的で行われる探査・開発のための活動に係る工作物*
- ・大陸棚の掘削に係る工作物*
- ・大陸棚の掘削に従事しており、その掘削をするために進行を停止している船舶

- 安全水域を設定したときは、国土交通大臣は、遅滞なくその位置及び範囲を告示しなければならない。また、事業を所管する行政機関の長に対し、その周知のための措置を要請することができる。

- 安全水域には、国土交通大臣の許可を受けなければ入域してはならない。
例外：船舶の運転の自由を失った場合、安全水域に係る海洋構築物等の業務に従事する場合等

- 違反者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される。
法人に対する両罰規定あり